

発議第25号

議案第95号「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする
条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議に
ついて

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の
規定により提出します。

平成29年12月20日提出

提 出 者

市民経済委員長 菅野 浩考

議案第95号「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする
条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議

路上喫煙及びポイ捨ての防止について、本市では「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、定期的なパトロールや啓発活動等を行い、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりを推進してきた。

しかし、市内では依然として路上喫煙やポイ捨て等の違反行為は無くなり、今後、市の定住人口及び交流人口の増加に伴い違反者の増加も懸念されるため、対策の強化が必要な状況である。

このため、罰則規定を見直し、過料規定の一部を直接罰方式とすることにより違反行為の抑止を図ることはやむを得ないものとする。

しかしながら、本市の路上喫煙防止重点区域は主要駅周辺において指定されており、市民はもとより、多くの市外在住者も各主要駅を利用していることから、本条例の内容や重点区域の範囲を知らずに路上で喫煙してしまうことも考えられる。

また、喫煙行為そのものはルールやマナーが守られていれば禁止されるべきものではなく、喫煙場所の確保などにより喫煙者にも一定の配慮は必要である。

よって、喫煙者と非喫煙者のいずれの立場も尊重しつつ、清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保するために、以下の対応を求める。

記

- 1 罰則規定の見直しに当たり、十分な周知を図ること。
- 2 一部の重点区域において民間事業者主体で設置をしている喫煙所については、清掃の努力がされていることから、指定喫煙所と同様に罰則の適用については十分な配慮を行うこと。

以上、ここに決議する。

平成29年12月20日

千葉県流山市議会